



各国・地域の税制概要とホットトピックス 韓国

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月

目次

韓国の税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税ーPE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16

Pillar2の法制化状況について	17
-------------------	----

韓国の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	19
LF/MFの概要	20
国別報告書の概要	21
最近の移転価格調査におけるトピックス	22
移転価格税制の動向	23

韓国の税制概要

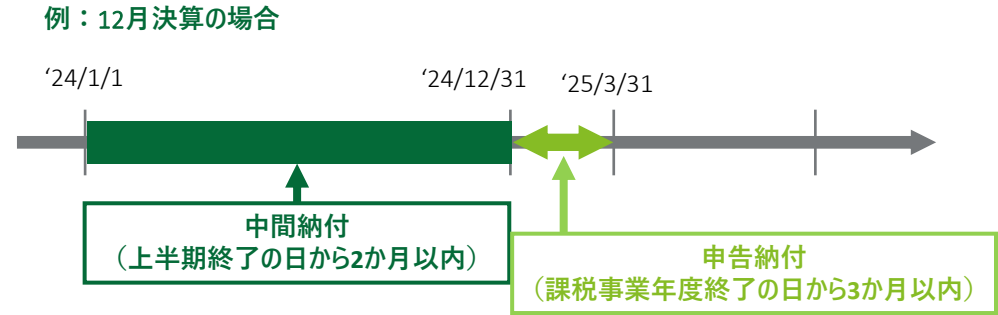
法人税コンプライアンス

居住者については全世界所得課税となる。所得に応じて税率は高くなり最高24%となる。
なお、ミニムタックスが優遇措置が付与されている場合でも課される点に留意が必要である。

法人所得税

居住者	法人の本社または実質的管理地が韓国にある場合は居住者となる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税* (*居住者（内国法人）ではない場合でも国内源泉所得がある外国法人の場合、国内源泉所得に対しては納税義務を負う。)
税率	■ 法人所得税の税率は以下のとおり。 ➢ 2億KRW以下：9% ➢ 2億KRW超～200億KRW以下：19% ➢ 200億KRW超～3000億KRW以下：21% ➢ 3000億KRW超：24% ■ 地方税を加味した実効税率は9.9～26.4%となる。 ■ なお、優遇税制適用前の課税所得金額に以下の税率を乗じて算出するミニムタックスが、優遇措置が付与されている場合でも課される。 ➢ 中小企業：7% ➢ その他の法人： • 100億KRW以下：10% • 100億KRW超～1000億KRW以下：12% • 1000億KRW超：17%
課税年度	課税年度は暦年、又は法人により選択されるが12か月を超えないものとする。

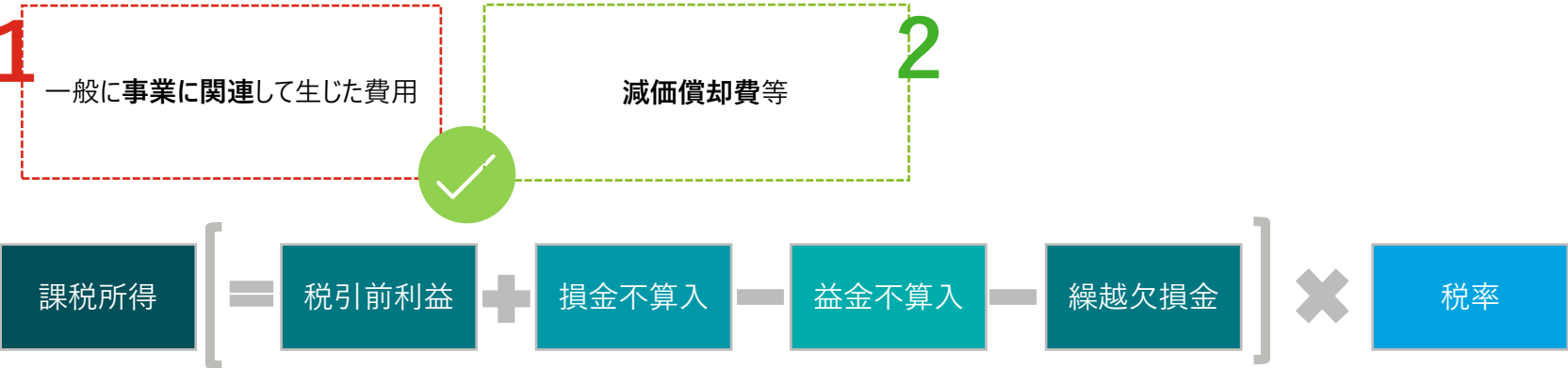
課税年度	課税年度終了の日から3か月以内。 (連結納税及び誠実申告確認書*を提出する場合には、課税年度終了の日から4か月以内。) (*誠実申告確認書とは、特定業種などの要件を満たす法人に該当する場合、税理士及び公認会計士に申告の正確性及び適切性について確認を受けて提出する書面のこと。)
中間納付	上半期終了の日から2か月以内に納付。
時効	申告期限から原則5年 (申告書未提出の場合には7～10年。不当行為があった場合には10～15年。)
連結納税制度	あり(2024年1月1日以後に開始する事業年度から韓国で90%以上の資本関係がある会社も連結納税方式の適用対象となる。)



課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

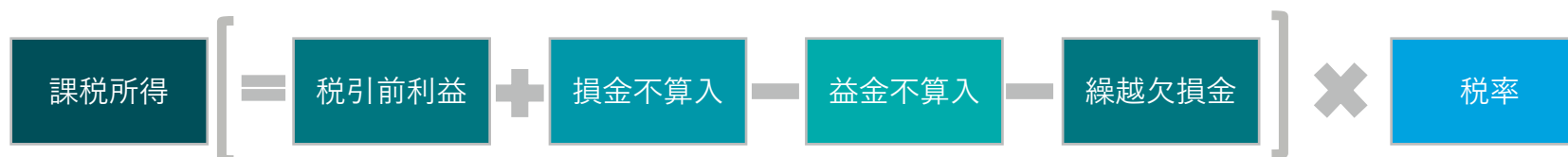


損金算入項目

■ 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

交際費	所定の 限度額 （基本限度と収入金額別の限度の合計額）を 超えない交際費等は控除可能 。ただし、1回の接待に支出した交際費のうち、3万KRW（慶弔金の場合は20万KRW）を超過する部分について、クレジットカード領収証、現金領収書又は税金計算書などの 適格証憑を受領していない支出は損金不算入 となる。
引当金・準備金	貸倒引当金、退職給与引当金等は、 一定の限度額の範囲でのみ控除可能 となる。
寄附金	政府機関等への寄附金は繰越欠損金控除後の課税所得の 50%まで控除可能 。社会福祉、文化、芸術、教育、宗教、慈善事業などの特定の公共目的の寄附金は、（政府機関等へ寄附金控除後の）課税所得の 10%まで控除可能 となる。
その他	決算確定時の剰余金の処分等の 資本取引からの損失、固定資産再評価損、税金等、罰金等は損金不算入 となる。

課税所得計算（2/3）



益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	一定の要件を充足する場合、内国法人からの配当はその持ち分に応じて30%～100%の割合で 益金不算入 となる。国外法人からの配当は、 原則、全額が課税 される（配当基準日において6ヵ月以上保有している持分割合が10%以上の海外子会社から受け取った配当所得に対して95%の益金算入率が適用される）。
------	--

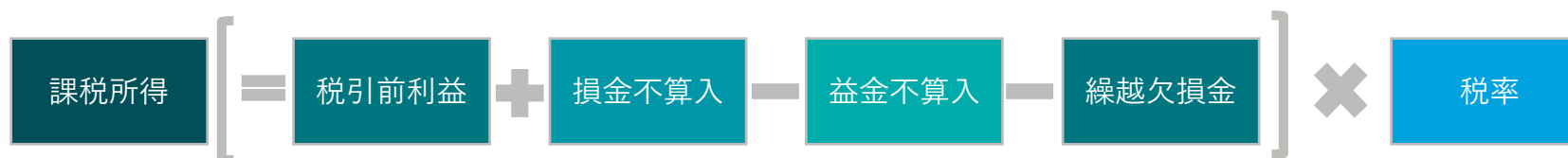
- **繰越欠損金** について

欠損金等	■ 2020年1月1日以後に生じた欠損金は15年繰越可能（それ以前に生じた欠損金は10年のみ繰越可能）。 ■ 課税所得の80%まで控除可能（中小企業は課税所得の100%控除可能）。 ■ 欠損金の繰戻しは原則として認められていないが、中小企業のみ1年間の繰戻しが可能。
------	--

- **税率** について

税率	■ 2億KRW以下：9% ■ 2億KRW超～200億KRW以下：19% ■ 200億KRW超～3000億KRW以下：21% ■ 3000億KRW超：24% （地方税を加味した実効税率は9.9～26.4%となる）
----	---

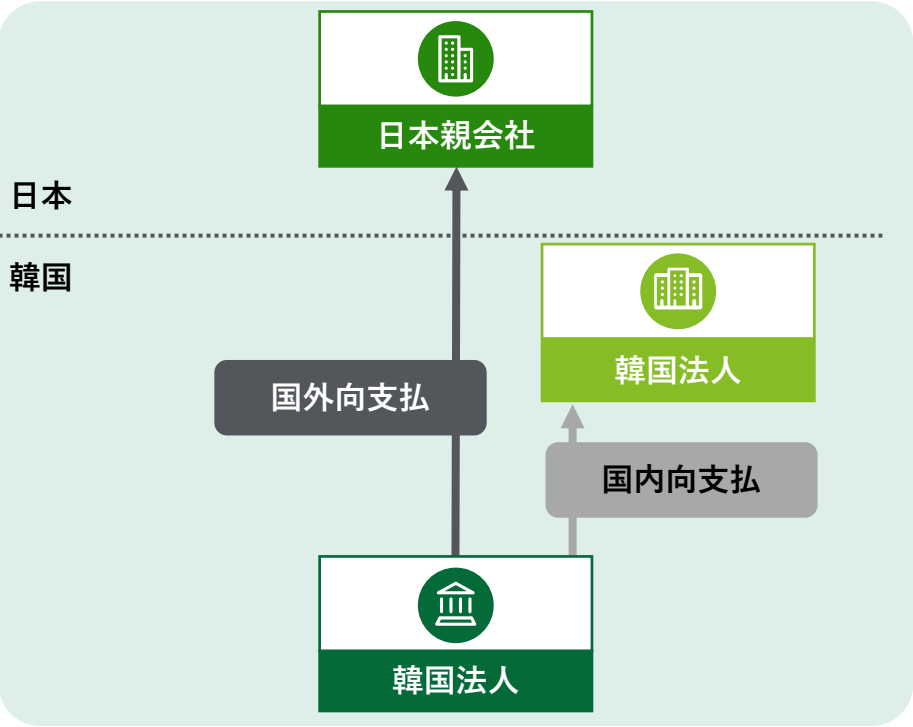
課税所得計算（3/3）



中小企業優遇措置

- 中小企業とは以下の条件等を満たす企業のことである。
 - 資産総額が5,000億KRW以下、売上高が業種別基準以内
 - 所有と経営が独立している
 - 主たる事業が消費型サービス事業でない
- 中小企業には、下記等の優遇措置が認められている。
 - ミニマム・タックスに係る税率について7%を適用
 - 欠損金の1年間繰戻し
 - 特別税額控除の適用
 - 交際費の基本限度金額3,600万KRWの適用（中小企業以外には1,200万KRW）
 - 分納期限を2か月以内に延長適用（中小企業以外には1か月以内）

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

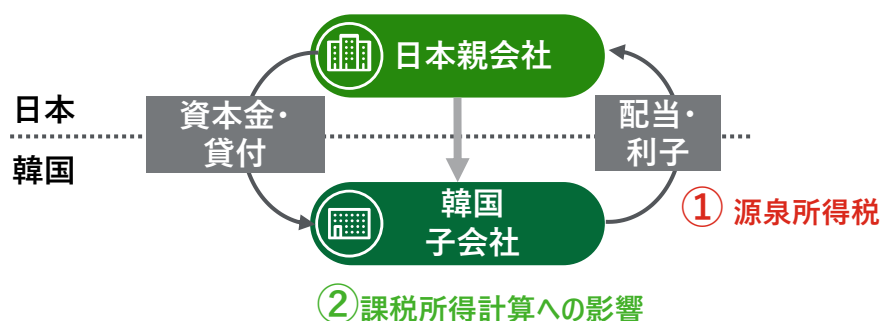


	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	14%/25%(*)	14%/20% (**)	10%
配当	0%	20%(**)	5%/15% (***)
使用料	0%	20%(**)	10%

- (*) 源泉税の10分の1の税率である地方所得税が課される
25%：社債利子等の非営業代金の利益
- (**) 14%：債券の利子
地方所得税を含めた場合（14%は）15.4%、（20%）は22%
- (***) 5%：議決権の25%を6か月以上保有した場合
15%：その他の場合

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

韓国子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税の税率は日韓租税条約により保有割合・保有期間に応じて5/15%となる。

韓国子会社が日本親会社に対して支払う利子に係る源泉税の税率は日韓租税条約により10%となる。

② 課税所得計算への影響 韓国子会社

過小資本税制により、韓国子会社が、その支配株主から借入を行っている場合、資本の200%（一部の金融機関では600%）を超える貸付に係る利子は、**損金算入されない**。なお、この対象となる貸付には、支配株主によって保証された第三者からの貸付も含まれる。

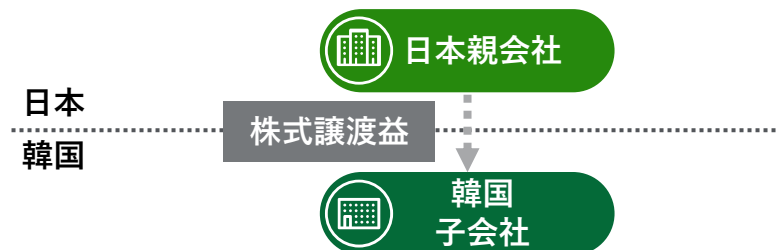
さらに、2019年1月1日以後に始まる課税年度から新しい利子の損金算入否認ルールが導入された。

新ルールでは、控除対象外の利子は以下のいずれか大きい方となる。

- **上述の過少資本税制で否認された利子控除額**
- **調整後課税所得の30%を超える純支払利子**。調整後課税所得は、課税所得に固定資産の減価償却費と純支払利子を加えた金額となる。純支払利子は、関連当事者に支払われた利子の合計から関連当事者から受け取った利子の合計を差し引いた金額となる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



■ 韓国におけるキャピタルゲイン課税

 日本親会社

非居住者のキャピタルゲインについては、**譲渡対価の11%**（地方税含む）または、**キャピタルゲインの22%**（地方税含む）のいずれか低い方が課される。

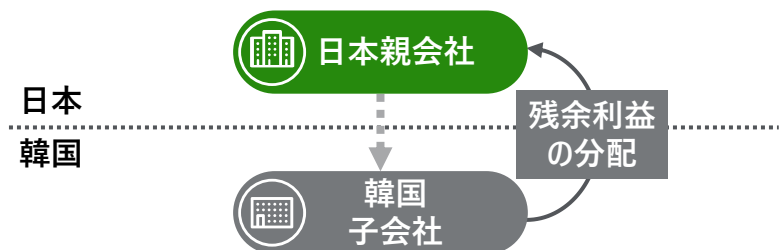
ただし、日韓租税条約により、**持分の25%以上を保有する**（*1）会社の**5%以上の持分を譲渡**（*2）した場合、または、**韓国不動産保有法人の株式を譲渡**した場合のみ課税が生じる。

（*1）譲渡者及び関連者の持分の合計額で判断し、譲渡が発生した課税年度のうち、いずれかの時点で25%以上保有していた場合

（*2）譲渡者及び関連者によって課税年度中に譲渡された株式の合計額で判断

非上場企業の株式の譲渡に対しては、**譲渡対価の0.35%の証券取引税**が売主に対して課される。

清算時の残余利益に対する課税



■ 韓国における配当課税の有無

 日本親会社

清算により株主が受取る残余利益のうち、株主資本を超える金額は**みなし配当**と取り扱われる。

みなし配当に係る源泉税の税率は、日韓租税条約により**保有割合・保有期間に応じて5/15%**となる。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

韓国子会社からの配当には源泉税が課され、その税率は日韓租税条約により5/15%となる。
一方、支店からの送金には支店利益税が課されるが、日韓租税条約により免税となる。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	韓国国内源泉所得
法人所得税 適用税率	9.9%～26.4% (法人税 + 地方税)	9.9%～26.4% (法人税 + 地方税)
最小投資金額	1億KRW	該当事項なし
外国人投資 に対する租税減免	一定要件を満たす場合、租税減免特典がある	該当事項なし
申告手続き	事業年度終了の日から3か月以内	事業年度終了の日から3か月以内
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、原則20%*。ただし、日韓租税条約により、税率は保有割合・保有期間に応じて5/15%となる。	利益送金は支店利益税の対象となり、税率20%で課税される。ただし、日韓租税条約が適用される場合には、当該支店利益税は免税となる。

*地方所得税を含めた場合、22%となる。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

従業員を雇用する事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられ、国民年金等に関して負担する必要がある。
付加価値税については、中間申告及び確定申告で年4回ある期限を遵守し、申告及び納付する必要がある。

従業員の雇用にかかるコスト等	■ 従業員を雇用する事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられる。 ➢ 国民年金に関する雇用主の負担は、従業員の月額給与（上限590万KRW）の4.5%である。 ➢ その他に、雇用主は下記に関する社会保険料を負担する必要がある。 • 国民健康保険：従業員の月額給与の3.545%、長期療養保険料：健康保険料の12.81% • 傷害保険：給与総額の0.6～18.5% • 失業保険：2022年7月1日以後の給与総額の0.9%
付加価値税（VAT）	■ 課税取引：韓国内での事業上行う財貨または役務の提供及び財貨の輸入取引に関して課税される。 ■ 税率：一般税率は10%である。 ■ 申告期限及び納付期限： ➢ 中間申告 • 4月25日（課税期間：1月～3月） • 10月25日（課税期間：7月～9月） ➢ 確定申告 • 1月25日（課税期間：7月～12月） • 7月25日（課税期間：1月～6月） ■ 登録：事業場ごとに事業開始日から20日以内に登録を申請する必要がある。ただし、新規で事業を開始しようとする者は事業開始前でも事業者登録を申請できる。 ■ インボイス制度の有無：あり
印紙税	印紙税は、財産上の権利の設定、移転、変更又は消滅等を証する書類若しくは帳簿を作成した者に課される。
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	国内に事業所を有していないが、一定のデジタルコンテンツを消費者に提供している非居住者は、VATの徴収及び納付のための簡易登録手続きに基づいてVAT登録をする必要がある。

法人税にかかる各種優遇税制措置（1/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
外国人投資企業	特定地域においての特定事業を行う外国投資企業	■ 対象事業に直接投資した場合、取得税及び財産税は事業開始の日から3年または5年間は免税、その次の2年間は50%が減税となる。また、事業に必要な資本財のうち、減免事業に直接使用されるものは、定められた申告により導入される場合に関税、特別消費税及びVATが免除される。 ■ 対象事業に（直接投資ではなく）事業譲渡等により投資した場合、直接投資の場合と比べて減免率及び減免期間が短縮される。
統一投資税額控除	特定の投資を行う企業	■ 2021年以後、一定の施設への投資に対して以下のような投資税額控除（土地及び車両等への投資を除く）を受けることができるようになった。 ➢ 一般設備基本税額控除：当期投資額×3%（中小企業：12%、中堅企業：7%） ➢ 新成長事業設備基本税額控除：当期投資額×6%（中小企業：18%、中堅企業：10%） ➢ 国家戦略技術設備に対する基礎控除：当期投資額×15%（中小企業：25%、中堅企業15%） ➢ 追加税額控除：（当期投資額－3年平均投資額）×10%
中小企業	特定の事業を営む中小企業	■ Seoul Metropolitan area外に創業中小企業・創業ベンチャー中小企業・エネルギー新技術中小企業として新成長サービス業を営む場合、所得が最初に発生した年を含めた最初3年間は75%減額され、その後2年間は50%減額される（2024年12月31日まで創業した場合に限る）。*特定青年創業中小企業及び課税対象収入金額が8,000万KRW以下の創業中小企業の場合、最初5年間は100%減額される。事業用資産に係る固定資産税が、当初3年間は100%、その後2年間は50%減額される。 ■ 取得税が4年間75%減額される。 ■ 資本登録のための登録免許税が免除される（2020年12月31日までに創業した場合に限る）。 ■ 常時勤労者数の増加時に追加的に税額減免を受けられる。

法人税にかかる各種優遇税制措置（2/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
技術・ 人材育成税額控除	製造業、鉱業、その他の 事業に従事し、技術開 発や人材育成のための 費用を負担する企業	■ 新成長技術及び基盤技術への支出：一定の調整を加えた当期支出の20%（特定中堅企業：25%、中小企業：30%） ■ その他の支出： ➢ 当該支出の対前年度比の25%（特定中堅企業 40%、中小企業50%）または ➢ 当該支出の最大25%（企業規模による） ■ 国家戦略技術研究開発費支出：一定の調整を加えた2023年度支出分の30%（中小企業：40%）（2023年1月1日以後の支出分に対して適用）

PE課税－PE類型

PEの種類

支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

6か月を超える期間存続する建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動

代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人

韓国のPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効

韓国：2020年9月1日に発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用

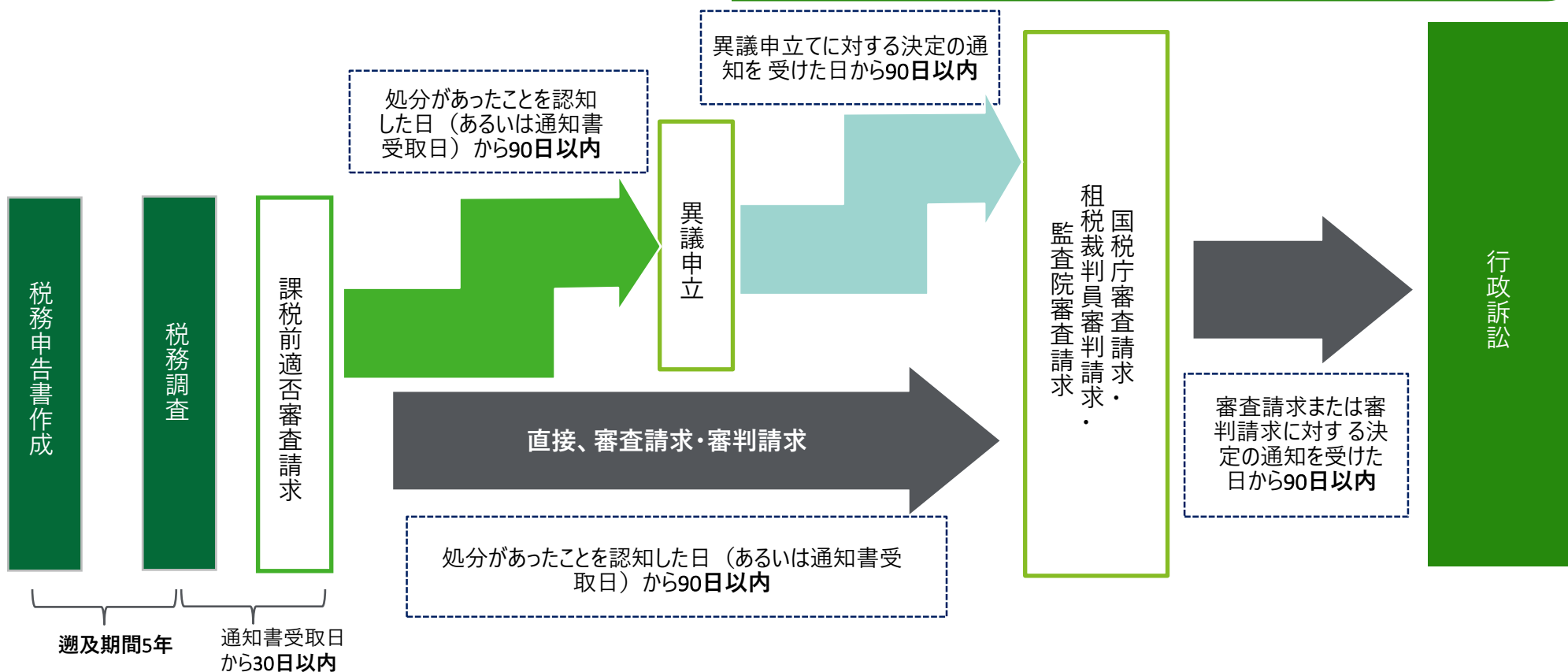
なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス

■ 税務調査

税務当局は税務調査を行う場合、調査を受ける納税者に調査開始15日前に調査対象税目、調査期間及び調査事由等を通知しなければならない。ただし、事前通知をすると、証拠隠滅等により調査の目的を達成できないと認められる場合にはその限りでない。また、税務当局は税務調査終了日から原則20日以内に税務調査の内容、決定または更正する課税標準、税額、算出根拠等が含まれた調査結果を納税者に説明し、これを書面で通知しなければならない。



■ 税務当局の名称：韓国国税庁（National Tax Service：NTS）

<https://www.nts.go.kr/english/main.do>

Pillar 2 の法制化状況について

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な 法制化の状況			2024年1月1日以後に開始する事業年度に対して、課税が発生する場合に適用される。
IIR (Income Inclusion Rule)	2024年1月1日	2024年1月1日	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	2024年1月1日	2024年1月1日	
UTPR (UnderTaxed Payments Rule)	2025年1月1日	2025年1月1日	

韓国の移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

1995年

02

関連者の定義

- ① 親会社／子会社／兄弟会社（判定基準は直接保有・間接保有合わせて持分比率が50％以上）
- ② 実質支配力基準（資本の関係、棚卸資産・金融・役務取引等の利害関係により判定）
（国税法第2条および国税法施行令第2条）

03

移転価格調査の時効

原則7年（国税基本法第26-2条）

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引）

下記算定方法のうち最も適切な方法を選定

（国税法第8条） ① CUP法 ② RP法 ③ CP法 ④ PS法 ⑤ TNMM ⑥ その他合理的な方法（国税法施行令第10条）

（無形資産取引）

棚卸資産取引における方法のうち、CUP法、PS法を優先適用

その他合理的な方法を適用する場合は未来のキャッシュフロー予想額を現在価値で割引する方法を適用（国税法施行令第13条）

（役務提供取引）

同上

低付加価値役務取引は該当役務の原価に5%を加算した金額を独立企業間価格とみなす。（国税法施行令第12条）

（資金貸借取引）

国外関連者に資金を貸付する場合：4.6%

国外関連者から資金を借入する場合（国税法施行令第11条）

- ① 2022. 3. 18.前に居住者と国外関連者間の資金取引分：直前事業年度終了日の通貨別12カ月満期ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）に1.5%を加算した金利。但し、12カ月満期LIBORがない通貨の場合は、米国通貨の12カ月満期LIBORに1.5%を加算した金利
- ② その他：通貨別の指標金利に1.5%を加えた金利。但し、韓国、アメリカ合衆国、ヨーロッパ連合、イギリス、スイス、日本以外の通貨の場合、アメリカ合衆国の指標金利に1.5%を加えた金利

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1999年11月22日）
- 実務上の適用可能性：長年実績あり（2021年まで処理された日本とのAPAは110件）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 以下の要件をすべて満たした内国法人又は国内事業場のある外国法人
 - 1 国外関連者との対象課税年度の取引規模の合計額が500億KRWを超える
 - 2 対象課税年度の単体売上高が1,000億KRWを超える（国租法施行令第34条）

②作成期限

- 提出期限と同じ

③提出期限

- 事業年度終了日の属する月の末日から12ヵ月以内に提出（国租法第16条）

④作成言語

- 韓国語（国租法施行令第34条）

⑤罰則

- 未提出または虚偽提出の場合は3,000万KRW（国租法施行令第100条）

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- ローカルファイルと同じ（国租法施行令第34条）

②作成／提出期限

- ローカルファイルと同じ（国租法第16条）

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 前年度の連結グループの年間売上高が1兆KRW以上の多国籍企業の最終親会社である内国法人
- 最終親会社がCbCRの提出義務を負わない場合、自動交換によって税務当局がCbCRを入手できない場合はセカンダリーファイリングメカニズムにより、**韓国子会社がCbCRの提出義務を負う**(国租法施行令第35条)

②提出期限／作成期限

- 事業年度終了日の属する月の末日から**12ヵ月以内**に提出（国租法第16条）

③罰則

- 非提出、不完全な内容、誤った内容を記載した場合、**3,000万KRWの罰金**が課される。なお、通知書に関して、罰則はない（国租法施行令第100条）

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 事業年度終了日の属する月の末日から**6ヵ月以内**に提出（国租法施行令第35条）

最近の移転価格調査におけるトピックス

移転価格に関する税務調査に関する主要報道資料 – 外資系企業関連

報道内容	日付	調査対象の類型
外貨資金を流して国外に所得の流出を繰り返していた域外脱税者53名に対して 税務調査に着手	2022.11.23.	- COVID-19影響で得た国内子会社の利益を不当に国外移転 - 事業構造を人為的に改革して租税を回避した多国籍企業 - 同時調査の実施（関連者を一緒に調査、複数類型の調査共に実施）
株主支配現地法人を利用した富裕層の脱税、多国籍企業の租税回避など 電撃調査に着手	2022.02.22.	半導体・物流・装備など好況産業を営む多国籍企業が韓国内で税金を納めない連絡事務所に偽装するか、国内恒久的施設（PE）を恣意的に隠蔽し、脱税
域外ブラックマネー秘密口座の運用及び金融技術プラットフォームを利用した新種域外脱税など不正域外脱税者46名に対して 税務調査に着手	2021.07.07.	取引構造の変更を通じたロイヤルティ過大支払い、製品の高額仕入、役務代価の過大支払い、無形固定資産使用料の過少受取など国外関連者との不当内部取引を通じて所得を不当移転した多国籍企業
恣意的域外脱税が疑われる54名に対する 税務調査に着手	2021.03.24.	国外関連会社に対する経営諮問料の過大支払い及び売上債権の故意的な回収遅延
国外への所得流出の域外脱税が疑われる者及び韓国内で稼いだ莫大な所得を正当な税金納付なしに外国へ移転した疑いがある多国籍企業所属43名に対する 税務調査に着手	2020.08.27.	- 外国の親会社に対する経営諮問料の過大支払い - 韓国で納める税金を減らすために、わざと高額で輸入して所得を不当に国外に移転 - 外国の親会社に対する使用料の所得源泉徴収の漏れ
域外脱税・積極的な租税回避が疑われる171名に対して全国 同時に税務調査を実施	2019.11.20.	- 多国籍IT企業の恣意的租税回避及び事業構造改革の偽装・積極的な移転価格操作など積極的な租税回避 - 機能分散及び代理人を利用した恒久的施設（PE）回避
恣意的域外脱税が疑われる104名に対して全国 同時に税務調査を実施	2019.05.16.	- 事業構造改革（Business Restructuring）を通じた所得の移転 - 事業場機能分散を通じた恒久的施設（PE）の回避

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	一般的に定期税務調査時に、法人税、付加価値税、源泉税、移転価格税制を別途区分せず、統合調査で全ての税目に対して税務調査が行われるが、最近では国際取引調査局により国際取引調査に特化した調査が増加している。 以前は取引単位営業利益法（TNMM）で韓国子会社の利益率を分析することが一般的であったが、最近では本社と韓国子会社の取引に係る利益を、両当事者の相対的な利益創出への貢献度により配賦することで課税所得を算定する利益分割法（PS法）を適用しようとする傾向にある。
APA審査・協議対応の変化	特別な変化はない。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）	企画財政部でOECD議論に参加しており、これに関連して国税庁でも最近外資系大企業と利益Bに関する懇談会を開催して企業に内容を説明し、意見を聞く場を設けている状況である。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日系企業内）	まだ具体的な論議は行われていない。
2022年の移転価格分野の主な 税法改正内容	移転価格関連資料（組織図、職務分掌規程、契約書の写し等）を海外に隠すことを防ぐため、納税者に移転価格関連文書の国内保管・保存を義務付けている。 また、税務当局から移転価格関連文書の提出を求められた場合、納税者に文書の提出を求める措置も導入されている。 2023年1月1日以後開始する事業年度より適用されている。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301